

定 款

サトーホールディングス株式会社

目次

第1章 総 則	3
第1条（商 号）	3
第2条（目 的）	3
第3条（本店の所在地）	4
第4条（機 関）	5
第5条（公告方法）	5
第2章 株 式	5
第6条（発行可能株式総数）	5
第7条（自己の株式の取得）	5
第8条（単元株式数）	5
第9条（単元未満株主の権利制限）	5
第10条（単元未満株式の買増し）	5
第11条（株主名簿管理人）	5
第12条（基準日）	6
第13条（株式取扱規程）	6
第3章 株主総会	6
第14条（招集）	6
第15条（招集権者および議長）	6
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）	6
第17条（決議の方法）	7
第18条（議決権の代理行使）	7
第19条（株主総会の議事録）	7
第4章 取締役および取締役会	7
第20条（取締役の員数）	7
第21条（取締役の選任）	7
第22条（取締役の任期）	7
第23条（代表取締役）	7
第24条（取締役の報酬等）	8
第25条（取締役会の招集手続）	8
第26条（取締役会の決議の方法）	8
第27条（取締役会規程）	8
第28条（社外取締役の責任限定契約）	8

第5章 監査役および監査役会	8
第29条（監査役の員数）	8
第30条（監査役の選任）	8
第31条（監査役の任期）	9
第32条（常勤の監査役）	9
第33条（監査役の報酬等）	9
第34条（監査役会の招集手続および決議の方法）	9
第35条（監査役会規程）	9
第36条（社外監査役の責任限定契約）	9
第6章 計 算	10
第37条（事業年度）	10
第38条（剰余金の配当等の決定機関）	10
第39条（剰余金の配当の基準日）	10
第40条（剰余金の配当の除斥期間等）	10
附 則	10

定 款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、サトーホールディングス株式会社と称し、英文ではSATO HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式（または持分）を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- （1）光学記号、電波記号等自動識別システムの開発製造販売
- （2）電子機械器具の製造販売
- （3）磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の製造販売
- （4）ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の製造販売
- （5）ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、RFID等を使用する表示用機械器具の製造販売
- （6）コンピュータ等情報機器のシステム設計ならびにソフトウェアの開発および販売
- （7）前各号の機械器具の保守
- （8）情報処理サービスの提供に関する業務
- （9）印刷機械の製造販売
- （10）札取付け機械器具の製造販売
- （11）計量機の製造販売
- （12）店舗用商品等の監視装置の製造販売
- （13）テープ類およびフィルムの製造販売
- （14）ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、RFID（ラベル、シール、タグ等）、ポスター、チラシ、伝票等の製版、印刷、加工ならびに製造販売
- （15）接着剤、剥離剤の製造販売

- (16) 感熱顔料、インクおよび精密機器ならびにインキローラー、カーボンリボンおよびトナーの製造販売
- (17) ラベル、シール用紙類の製造販売
- (18) 包装機械器具の製造販売
- (19) 上記各号に関する開発（システム開発を含む）および輸出入業務
- (20) ロジスティクスソリューション事業
- (21) 一般貨物、特殊貨物、美術品などの輸送・搬入・据付作業
- (22) 工業用ゴム製品の製造販売
- (23) 合成樹脂の製造販売
- (24) 知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡
- (25) 労働者派遣事業
- (26) 有料職業紹介事業
- (27) 動産および不動産の賃貸
- (28) 損害保険代理業
- (29) 印刷物の企画、デザイン、編集、制作
- (30) 広告の企画、制作、印刷業務
- (31) 経営コンサルタントおよび各種マーケットリサーチ
- (32) 医療、医薬に関するソリューションの企画、提案
- (33) NVC（ナノベシクルカプセル）を応用した製品の開発、製造、販売
- (34) 環境関連製品（CO₂削減）の開発、製造、販売
- (35) カーボンオフセットに関連する調査、開発、製造、販売
- (36) 環境関連コンサルタント業務
- (37) 環境関連分析業務
- (38) 上記(1)乃至(23)および(33)乃至(37)各号に関連する試作、量産、製造に関する加工技術の調査、計画、設計、技術指導、技術協力、教育訓練および運営
- (39) インターネット接続サービス、仮想移動電気通信サービス等電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (40) 上記各号に付帯する一切の業務

2 当社は、前項各号の事業および前項各号に付帯する一切の業務を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （１）取締役会
- （２）監査役
- （３）監査役会
- （４）会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第847条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うことができない。

2 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第14条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、代表取締役が招集し議長となる。

- 2 代表取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 19 条（株主総会の議事録）

株主総会の議事は、議事録に記録し、議長および出席取締役記名押印してこれを保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12 名以内とする。

第 21 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 23 条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 24 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 25 条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第 26 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

第 28 条（社外取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 30 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠監査役の予選決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条（監査役会の招集手続および決議の方法）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第36条（社外監査役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（剰余金の配当の除斥期間等）

剰余金の配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の剰余金の配当が金銭である場合には、利息を付けない。

附 則

2017年6月20日改訂

2020年6月19日改定

第3条の規定変更は、2020年11月25日の本店移転日をもって効力を生ずるものとする。
なお、本附則は、本店移転日経過後、これを削除する。